

第3期
庄原市行政経営改革大綱
(策定検討資料)



令和8年3月 第3回審議会
庄原市行政管理課

IV 取り組み項目

大項目: 1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善

大項目の目標像: **事務事業を抜本的に見直し、常に最適化された、質の高い行政サービスを提供する。**

中項目: ① AI・RPA(パソコン行う定型的なデータ入力や転記等を自動で行う技術)等の先進技術を活用した業務の効率化

中項目の目標像: 情報通信技術が有効に活用され、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を実現する。

所管課: 企画課

1 現状及び課題

本市では、合併以降、行政のスリム化を推進するため職員数の削減を図ってきたが、近年、様々な業界で労働力不足が顕在化し、公務職場においても人材確保が厳しさを増している中、複雑多様化する行政課題に対応するための十分な市職員数の確保に苦慮している。

限られた人員で、行政サービスを維持・充実するため、これまでの慣習にとらわれない新たな発想による業務プロセス改革と情報通信技術の導入が不可欠であり、とりわけ、広大な市域を有し、各地域に支所を設置する本市において、情報通信技術の活用は特に有用であると考えます。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①第3期庄原市地域情報化計画(仮称)の策定及び実行	<p>【現状】 第2期計画の終了</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【目標像】 第3期計画の目的の達成</p>	<p>(1)計画の方向性</p> <p>■令和8年度中に地域情報化計画の実行計画(仮称)を策定する。</p> <p>・システム導入にあたり、他市の事例を積極的に情報取し、費用対効果・課題を検証する。</p> <p>・全ての市民がメリットを感じられるDXの推進</p> <p>・デジタルツール活用による業務改善</p> <p>(2)市民サービス</p> <p>・電子申請業務の拡大(書かないワンストップ窓口等)の推進及びAIチャットボット(対話型システム・埼玉県戸田市他)を活用した手続き支援の導入</p> <p>・本庁・支所間のテレビ電話を活用した申請支援、相談業務の実施</p> <p>・市民へのデジタルデバインド(デジタル化による情報格差)対策</p> <p>(3)行政事務改善</p> <p>・「DX推進チーム」による導入前の現場ニーズの把握</p> <p>・他市の業務手順を参考に業務フローの再点検による非効率な手順の解消</p> <p>・他自治体と共通システム導入を見据え、事務手続きの標準化を原則とした、従来の庄原市独自の慣習にとらわれない業務プロセス改革</p>	令和7年度末を以って「第2期庄原市地域情報化計画」が終期を迎える。

3 参考事項

■庄原のDXの現状(県内10市町のDX診断比較) 令和7年3月調査

庄原市のDXの現状 (県内10市町のDX診断比較) 令和7年3月調査



中項目:② 民間活力の積極的な活用

中項目の目標像:民間の創意工夫を最大限引き出し、地域課題を効果的に解決する。

所管課:行政管理課

1 現状及び課題

多様化する行政課題の解決のため、行政による取り組みだけではなく、民間のノウハウ等を積極的に活用し、個々の事業の費用対効果を高める取り組みである PFS(成果連動型民間委託契約方式：成果指標値の改善状況に連動して委託料を支払う。)を活用した地方の施策を強力に促進するため、国が様々な支援策を実施している。

全国的にも有数の過疎地域である本市において、市街地活性化、結婚支援事業など、まちづくり施策の推進は、今後、大きな課題であり、本市の実情に即した真に効果的な事業を展開するため PFS の導入を積極的に検討する必要がある。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
まちづくり施策等へ PFS の導入	【現状】 実施中の PFS 事業なし  【目標像】 PFS 事業における成果指標の達成事業数： 調整中	■令和 8 年度から PFS 導入にかかる具体的な検討を開始する。 (1)国の支援制度を活用した PFS 事業の研究・実施 (2)産学官連携推進機構などと連携した案件形成 (3)土地開発公社、第三セクター、地元金融機関との連携による事業推進の検討 (4)市街地活性化、結婚支援事業への PFS 導入の検討(群馬県前橋市・山形県寒河江市) (5)第三セクターの経営改善施策への PFS 導入の検討(安芸高田市)	本市は、H30 年度から 3 年間、広島県と 5 市による「新たながん検診の個別受診勧奨業務」を実施した。

3 参考事項

(1) 従来の委託事業と PFS 事業の比較

項目	従来型の委託事業	PFS事業
事業活動の裁量の程度	事業活動の実施方法を、仕様書に定めるため、民間事業者の裁量は小さい。	達成すべき成果指標値の改善状況が指定され、そのための事業活動の実施方法については、 民間事業者のノウハウを活用するため、民間事業者に一定の裁量を付与する。
事業終了時の評価(検査)方法	仕様書に定める事業活動の実施方法に則り業務を実施したか、成果物が仕様を満たしているかを検査する。	民間事業者の事業活動により、 どれだけ成果指標値が改善したかを評価する (固定支払いがある場合、その支払いに対する検査は行われる)。
地方公共団体等からの支払額	成果に関わらず、仕様で定めた事業活動や検収する成果物に対して支払うため、予め定めた額である(受託者たる民間事業者が支出した費用に基づく精算払いもある)。	成果評価で確認される、 成果指標値の改善状況により変動する。
成果を高めることに対するインセンティブ	成果指標の改善状況に関わらず支払額が固定であり、収益という面において、成果指標値を改善するインセンティブが働かない。	成果指標値の改善状況に対し支払額が連動するため、 成果指標値をより改善するインセンティブが効果的に働く。

例) 婚活事業の場合

従来型委託：行政が定めた内容に沿ったイベントを実施し、イベントの実施に対する経費を支払い

PFS事業：民間事業者にイベント実施内容に関する裁量を付与し、委託料は最終的な成婚数に応じた支払い

(2) 安芸高田市 PFS 導入検討資料

【R4:先-20】観光関連施設の一体管理に係る官民連携手法検討調査 (実施主体: 広島県安芸高田市)

安芸高田市基礎情報 (R5.3.1時点)
・人口: 26,931人
・面積: 537.71km²

【事業分野: その他】【対象施設: 観光関連施設】【事業手法: PFI, 成果連動型民間委託契約方式(PFS)】

調査のポイント

- 複数施設をバンドリングすることにより、PFI 事業での事業成立及び効率的な管理運営が可能となるとともに、相互施設利用の促進による拠点性が高まり、付加価値や集客力が向上する。
- まちづくり・観光分野における成果連動型民間委託契約方式(PFS)を実施し、民間事業者の創意工夫やノウハウ等、自由な発想を活用することで、民間事業者のインセンティブ設計によるサービスの質の向上を見込むことができ、民間事業者の他地域への事業展開も期待できる。

事業/施設概要

【安芸高田市の紹介】

安芸高田市は、清流江の川沿いに田園風景が広がる自然豊かな地域でありながら、広島市から車で約1時間と比較的アクセスが良く、ますます高まる自然回帰ブームで、注目が高まっている地域である。

【施設概要】

#	対象施設	延床面積	用途
1	神楽門前湯治村	5,465.87㎡	宿泊、物販、飲食、温泉
2	道の駅「北の関宿」安芸高田	626.57㎡	物販、飲食
3	たかみや湯の森	3,037.92㎡	温泉
4	土師ダム周辺施設 ^{※1}	—	観光
合計		9,130.36㎡	?

※1 民間事業者サウンディング等を踏まえた協議の結果、土師ダム周辺施設は他の対象施設と用途・集客ターゲットが異なり、相互施設利用促進が困難であるため、本事業対象施設から除外することとした。



○: 本調査の対象施設

目的・これまでの経緯

【安芸高田市の課題】

本事業の対象となる観光関連施設は、老朽化が進むなど従前の魅力を失っており、各施設で別の指定管理者が運営しており、地域全体の相乗効果を生み出せていない。そのため、民間収益施設の導入や一体的な運営を図ることで、エリア全体の活性化や収益性の改善が求められている。

【調査概要】

地域経済を支える観光関連施設の再生のため、バンドリング、PFI等民間活力の活用の可能性をマーケットサウンディング等を実施し、検討してきた。

「神楽門前湯治村」、「道の駅北の関宿安芸高田」、「たかみや湯の森」の経営統合を実施したが、成果が限定的であったため、引き続き経営支援、人事交流による経営ノウハウの活用などのフォローアップを実施

中項目:③ 各種計画の目的の明確化と客観的データに基づいた検証

中項目の目標像:客観的データに基づく政策立案の推進により、政策の妥当性をわかりやすく説明する。

所管課:行政管理課・企画課

1 現状及び課題

行政事業は、合理的根拠に基づいた成果指標の設定が困難な事業が多いことから、客観的データに基づく政策立案による各施策への資源（財源・人員）の最適配分を行うとともに、市民へわかりやすく適切な情報提供を行う必要がある。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①各種計画策定に目的の明確化と合理的根拠に基づいた検証	パブリックコメント対象計画(注①)の策定時の適切な評価指標の設定に基づく評価指標の達成を目指す 【現状】 未実施 ↓ 【目標像】 評価指標の達成率： 100%	(1)定性的な成果指標の活用と可視化 ・計画に掲げる各施策レベル及び各事業レベルでの客観的データに基づいた成果指標の設定 ・各事業レベルでの成果指標の設定が困難な場合は、市民満足度調査で補完 (2)策定委員の学識経験者は、施策に精通した人材を選任(オンライン会議の活用) (3)試行的な政策導入（Pilot Program）と評価： 大規模な政策導入の前に、小規模な範囲で政策を試行し、その効果を測定・評価することで、より効果的な政策設計に反映 (4)職員の政策立案能力の向上施策の実施 (5)AI チャットボット評価委員会(※)による市民意向調査(埼玉県入間市)	AIチャットボット:AIがコーディネーターを務める市民登録者によるオンライン会議型のトークルーム
②事業実施による効果の検証	小項目①の評価指標の達成度の予算編成への反映 【現状】 未実施 ↓ 【目標像】 予算編成の反映率： 100%	(1)計画策定時から計画期間終了時期までの指標の定点調査を実施により、効果を検証し、予算査定に活用 (2)評価結果の次期の政策立案への反映状況を明確に示し、PDCAサイクルを可視化 (3)行政評価事業の活用 (4)庄原市プランナー・モニター制度の登録手続きの見直し	

3 参考事項

注①：庄原市パブリックコメント手続実施要綱(平成 19 年庄原市告示第 15 号)第 3 条第 1 項第 1 号に定める計画

(対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策や条例等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的施策を定める総合計画等の計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2)～(5) 略

2 略

注②：まちづくり基本条例第 10 条：

(市民の参画と協働)

第 10 条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。

2 市は、市民参画のもとで基本構想、基本計画および各施策の基本となる計画の策定および見直しを行うものとします。

注③：まちづくり基本条例第 12 条：

(施策の評価と公表)

第 12 条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

■ AI チャットボット行政評価委員会

行政評価オンライン会議 & 市民参加AIチャットボット

<p>参加者 (市民・行政)</p> <ul style="list-style-type: none">市民A市民B行政職員 (田中)行政職員 (田中)市民員 (田中) <p>評価アジェンダ</p> <p>行政評価オンライン会</p> <ul style="list-style-type: none">公共施設の維持管理コストが延長してほしい図書館の開館時間を延長して <p>評価アジェンダ</p> <ul style="list-style-type: none">行政評価オンライン会議、セコーク管理 <p>参加</p>	<p>チャット</p> <p>AI司会者 ミライ</p> <p>市民A (山田) : 公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？</p> <p>市民B (佐藤) : 図書館の開館時間を延長してほしい。</p> <p>行政職員 (田中) : コスト削減は検討中です。図書館の件は需要調査を行います。</p> <p>AI ミライ : 貴重なご意見ありがとうございます。コスト削減と図書館の件、論点として整理します。</p> <p>チャットを送信...</p>	<p>AIリアルタイム評価まとめ</p> <ul style="list-style-type: none">市民A (山田) : 公共施設の維持管理コストが気になります。削減案は？市民B (佐藤) : 図書館の開館時間を延長してほしい。行政職員 (田中) : コスト削減は検討中です。図書館の件は需要調査を行います。 <p>両良</p> <ul style="list-style-type: none">公共施設の維持管理コストが気になり、削減案が悪い限りになります。誤差<ul style="list-style-type: none">図書館の開館時間になります。図書館の件図書館の件、論点として整理数なコストです。 <p>相当なデータ</p> <ul style="list-style-type: none">https://www.ca.sin.binanota-outeophers/?10300090.jpghttps://www.ca.sin.binanota-outeophers/?103000211.jpg
---	---	---

大項目：2 多様な主体との連携

中項目：①自治振興区との協働のあり方の再整理

中項目の目標像：庄原市まちづくり基本条例に規定する「市民が主役のまちづくり」を実現する。

所管課：自治定住課

1 現状及び課題

合併当初 88 の自治振興区が設立され、その後、22 自治振興区に再編され、公民館の自治振興センター化も完了するなど、「市民が主役のまちづくり」実現のための住民自治に取り組む組織体制及び活動拠点が整った。

一方で、県内他市と比較して多額の運営費・活動費の支援を行い、自治振興区の自主独立性を重んじ、自発的な地域振興活動を促してきたが、自治振興区発足から 20 年が経過し、自治振興区の規模や取り組みに大きな差異が生じており、会員数の減少や役員の担い手不足などに対応するため、将来を見据えた、自治振興区の役割や協働のあり方を再検証する必要がある。

また、令和 7 年 3 月の庄原市議会企画建設常任委員会の所管事務調査報告書においても「地域課題の取り組みへの意欲増加、住民サービスの平準化へと繋がるよう、交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。」との報告がされており、他市の事例も研究する中で、交付金のあり方とチェック体制を検討する必要性が生じている。

自治振興区は、自治振興センターの指定管理、地域交通の支援などの多岐にわたる公共的業務を担っており、組織的基盤の強化のため法人化や組織体制のあり方についても検討する必要がある。

2 具体的な取り組み

小項目	将来像	取り組み事項等	備考
①役割を再整理	本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載	受託の事業(指定管理・生涯学習事業等)、公的事業(防災防犯等)、任意事業(地域行事等)、自治会支援事業等に業務を仕訳し、業務の棚卸しを行う。	自治振興区連合会理事会構成員、市長等で構成する「住民自治のあり方」に関する懇談会での、整理・検討を原則とする。
②適正規模での運営支援		(1)将来的な人口推計を踏まえ活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏を勘案する中で、活動を行うために必要な適正規模を確保するための自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。 (2)共同事務、事務職員の複数自治振興区を兼職できるよう制度等を検討する。	
③組織的基盤の強化と更なる民主的運営・透明性の確保		(1)組織の継続性、信用性を確保するため認可地縁団体等の法人化を促す。 (2)組織運営や各種事業への地域住民の参画促進 (3)決定プロセスの明確化と地域住民への積極的な情報提供	

小項目	将来像	取り組み事項等	備考
④交付金の見直し	本項目は、住民自治組織に関する事項のため、市としては取り組み事項のみを掲載	(1) 自立的で効果的な地域づくり事業を推進するため交付金制度の抜本的な再構築を行う。 (2) 運営費及び各事業に要する経費について、公費で措置すべき割合、会費などの自主財源で賄う割合を整理 (3) 公費である前提のもと、自治振興区の自主性を尊重しつつも、市で一定の基準を設けるとともに、会計の透明性を確保 (4) 人件費については、適正な賃金体系が確保できるよう手法を検討	自治振興区連合会理事 会構成員、市長等で 構成する「住民自治の あり方」に関する懇談 会での、整理・検討を 原則とする。

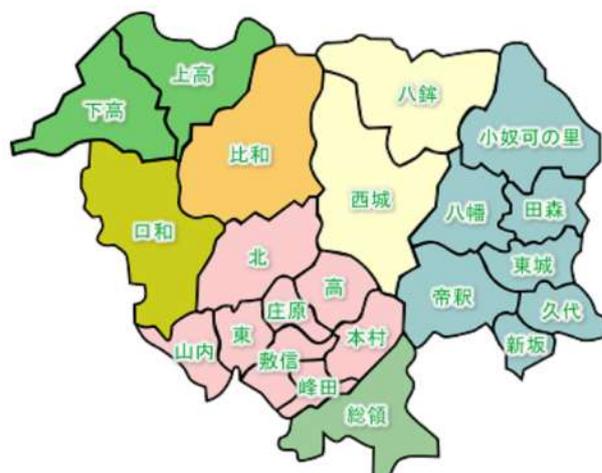
3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第6条第3項：

(市民の責務と役割)
第6条 第1項及び第2項 略
3 住民自治組織は、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。

(1) 自治振興区の現状

地域名	自治振興区数
庄原	8
西城	2
東城	7
口和	1
高野	2
比和	1
総領	1
合計	22



(2) 自治振興区の事業の例

- ①【定住】空き家バンク、移住希望者の相談、空き家活用セミナー 庄原暮らしお試し住宅運営
- ②【福祉】配食サービス、ふるさと応援会 健康マージャンサロン
- ③【防災】防災マップ、防災研修会、防災アプリ
- ④【情報発信】振興区の便りの発行、公式HP・SNSの活用
- ⑤【地域振興】都市との交流事業、交流イベント、スポーツ大会
- ⑥【生涯学習】人権学習会、夕涼み会、夏休みキッズわくわく教室、地域未来塾、文化教室

(3) 自治振興区の人口・法人格等 (法人格等の欄が空欄の場合は、「権利能力なき社団」を示す。)

自治振興区名	人口	法人格等	自治振興区名	人口	法人格等
庄原	5,548		八幡	641	
高	1,062		田森	570	
本村	500		東城	3,430	
峰田	514		帝釈	359	
敷信	2,593	認可地縁団体	久代	331	認可地縁団体
東	3,619		新坂	167	
山内	1,418		口和	1,657	
北	1,090		上高	928	
西城	2,454		下高	490	認可地縁団体
八銚	366		比和	1,070	
小奴可の里	922		総領	1,062	一般社団法人

(4) 住民自治組織に対する県内市の支援 (令和7年度予算)

(単位：千円)

	市名	運営支援	活動・その他支援	計	一人当たり支援額 (円)
1	庄原市	257,467	81,601	339,068	11,012
2	三次市	200,817	22,104	222,921	4,687
3	江田島市	8,780	50,242	59,022	2,909
4	東広島市	185,737	117,107	302,844	1,591
5	安芸高田市	31,656	4,492	36,148	1,404
6	広島市	0	1,503,708	1,503,708	1,285
7	竹原市	12,732	9,699	22,431	1,004
8	大竹市	5,740	19,100	24,840	986
9	三原市	0	79,491	79,491	921
10	呉市	8,000	135,112	143,112	717
11	廿日市市	353	79,963	80,316	699
12	福山市	8,000	141,094	149,094	329
13	府中市	0	6,530	6,530	187

※尾道市は、未掲載

(5) 自治振興区関係の支出額(令和6年度決算額)

(単位:千円)

分 類	支出内容	決算額
交付金	自治振興交付金	113,928
	特別振興交付金	134,300
自治活動	自治振興区活動促進補助金	3,466
	庄原市自治振興区連合会 負担金	1,750
	地域マネージャー活用事業交付金	30,127
	地域おこし協力隊員支援事業 委託業務料	1,189
	自治振興区定住促進活動補助金	1,085
コミュニティ推進	コミュニティ助成事業	6,300
	集会施設借上助成金	216
	集会施設浄化槽維持管理補助金	773
	集会施設整備補助金	1,849
施設管理	自治振興センター 指定管理料	53,218
	図書館分館管理業務委託	4,414
	コミュニティセンター指定管理料	2,385
	ふるさと村高暮指定管理料	2,099
	東城文化ホール指定管理料	12,323
	しょうばら生活体験施設運営補助金	367
	庄原市ふれあいの里 指定管理料	339
	高齢者活動センター 指定管理料	903
	比和温泉あけぼの荘管理業務委託	6,686
	ほたる見公園指定管理委託料	1,431
防犯灯管理	西城市街地街路灯維持管理業務委託	344
	LED防犯灯設置補助金	348
防災	自主防災組織活動補助金	1,766
	避難所開設謝金	110
	防災無線子局土地使用料	1
	消防施設整備補助金・負担金	113
生涯学習	生涯学習委託事業委託料	23,799
環境整備	施設・道路環境整備業務委託(草刈りなど)	27,179
	除雪作業委託	206
	道路河川清掃等業務実施報奨金	308
	環境対策補助金	1,200
	再生資源物回収報奨金	14
	ごみ集積所設置補助金	200
定住対策等	お試し留学農業体験受入に係る謝礼	15
子育て支援	放課後子供教室事業委託金	18,035
高齢者福祉	地域デイホーム活動支援事業補助金	3,371
	敬老会事業補助金	6,697
地域振興	農林施設整備事業補助金	75
	有害鳥獣防除事業補助金	304
	観光地域づくり補助金(帯釈もみじまつり)	300
交通対策	芸備線駅開業100周年記念行事実施補助金	100
	芸備線利用助成金	43
	公共交通空白地有償運送補助金	1,204
	市民タクシー運行事業	6,402
	タクシー利用助成券	2
	福祉タクシー乗車券	42
その他	投票所機材等借上謝礼	178
	農林施設整備事業補助金	75
	有害鳥獣防除事業補助金	304
	合 計	471,883

(6) 各機関の課題認識

①庄原市自治振興区連合会

庄原市自治振興区連合会 組織検討方針(令和6年7月5日承認)

- (1) 人口が500人以下でかつ活動が困難となっている自治振興区、または組織再編の必要性を認識している自治振興区は、組織の見直しを協議する
- (2) 見直しを検討する組織の対象範囲は、旧市町の区域を越えないこととする
- (3) 組織の見直しを行う場合は、対象となる自治振興区だけでなく連絡協議会を構成する全ての自治振興区で検討する
- (4) 協議の結論は具体的に決定することとする（組織の見直しの有無、時期など）

②庄原市議会

令和7年第1回庄原市議会定例会所管事務調査報告書(企画建設常任委員会)

平成17年の合併により広大な市域を有することとなった本市で、市民と行政が力を合わせ、自治振興区を中心として市民が主役のまちづくりを進めてきた。

しかし近年、高齢化や人口減少が急速に進み、自治振興区や自治会の運営、活動に困難が生じ始めているとの声を聞く機会が増えている。

これまで市行政は、自治という観点から自主独立性を重んじ、自治振興区には自発的に地域課題の解決に向けた取り組みを期待してきた。結果、自治振興区間で地域課題への取り組み状況に大きな差が出てきている状況は否めない。

(略)

今後は地域課題への取り組み状況に応じ、事業交付金を加算し人件費も交付金に内包するなどの工夫により、地域課題の取り組みへの意欲増加、住民サービスの平準化へと繋がるよう、交付金や補助金の配分や加算の仕組みを検討すべきと考える。

③自治振興区へのアンケート調査

令和4年度実施 県立広島大学地域戦略協働プロジェクト事業(西村和之教授)

地域が抱える根幹の課題は、我が国が直面している少子高齢化による人手不足であり、経済の落ち込みによるであろう予算を含めたリソースの減少・不足にたどり着き、直ちに、明快な答えが得られる案件では無い。と言う実情を再認識することになった。

しかしながら、アンケート調査により「生の声」を聴取して意見を整理した結果、以下の3点は指摘することができた。即ち、

- 1) 自治振興区とともに、自治会においても組織が担う役割の見直しと統廃合を含めた区割りの見直し・再編が不可避と判断される区や会が認められる。
- 2) 統廃合や区割り等の見直しに至らない区や会であっても、市と区の役割や区と会の役割と言った組織間の関係性と仕切りを明確にし、改めて住民個々人に対して正しい認識を付与する必要がある。
- 3) この二点を実現するために、速やかな協議と組み直しの実現が望まれる。

中項目:② 自治体間広域連携

中項目の目標像:広域的な「新たな戦略の実行」により、自律的・持続的な発展が図られる。

所管課:行政管理課

1 現状及び課題

まちづくり基本条例第16条第2項(注①)において定めるとおり、広域的行政課題が複雑多様化する中で、庄原市単独では、取り組みが難しい事業や連携により効果が期待される事業について、連携して取り組んでいく必要がある。

国において、自治体間の広域連携について、制度改正や財政支援をはじめ様々な促進施策が推進される中、市域の垣根を超えた事業連携を行い、人口減少下においても、地域特性を維持しつつ多極分散型で自律的・持続的な発展への突破口を開く施策を展開していく必要がある。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①国、県の制度に基づいた広域連携	資源の融通やスケールメリットを生かした効果的な事業が展開	(1)広島広域都市圏構成市として連携を継続するとともに、その他の都市圏の情報収集及び加入の検討を行う。 (2)「広域リージョン連携」の形成状況について注視し、積極的な参画を検討する。	
②市町村間連携の推進	相互支援による地域の持続可能な発展施策が推進	課題に応じて、近隣自治体に限定することなく「連携協約締結」、「協議会設置」、「事務委託・共同化」等の最適な連携方法、連携先を検討 (1)歴史文化的、経済や道路、鉄道網など本市と結びつきが強い県境近接市町村との包括連携 (2)観光・産業振興、定住施策の戦略的連携 (3)大規模災害時の被災者支援、職員相互支援	
③事務の再編・統合	事務実施主体の見直しによる持続可能な業務執行体制の構築	国の地方制度調査会の「市町村事務の再編・統合に向けた検討(仮称)」を踏まえた、事務実施主体の見直し (1)権限移譲事務の見直しの提案(逆移譲など) (2)近隣市町村との広域連携(水平補完) (3)権限移譲事務等にかかる県市町連絡会での提案(垂直補完) (4)デジタル技術を活用した事務の共通化・効率化	(4)広島県が東京と締結したデジタル人材共同活用、システム共同調達等に関する「GovTech(ガブテック)東京」の施策への積極的な参画・利活用を検討

3 参考事項

注①:まちづくり基本条例第16条第2項:

(広域的な連携) 第16条 第1項 略 2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。

(1) 広域リージョン連携

- 石破総理の施政方針演説(令和7年1月24日)において、地方創生2.0、「令和の日本列島改造」の5本の柱の1つとして「広域リージョン連携」の推進を表明。
- これを踏まえ、産業政策や観光振興など地域の成長につながる施策を、都道府県域を超えた多様な主体の連携により、点から面に展開する枠組みを創設。総務省において、「広域リージョン連携」の進め方を示す「**広域リージョン連携推進要綱**」を制定・発出。

「広域リージョン連携」(要綱のポイント)

主体	複数都道府県の区域における自治体と経済団体等の多様な主体による構成体
対象事業	産業政策や観光振興など、点から面に展開すべき複数のプロジェクトを実施
手続	①構成団体が共同で広域リージョン連携宣言を実施 ②広域リージョン連携ビジョンを策定 ・具体的なプロジェクトの内容 ・実施主体間の役割分担や効率的な実施体制 等而言及
国の支援	新しい地方経済・生活環境創生交付金や各府省の補助事業等によるソフト事業の支援、地域の要望を踏まえた規制の緩和等を実施(関係府省と調整中)。

今後、各地域において「広域リージョン連携宣言」を行い、プロジェクト実施に向けた準備を開始。
広域リージョンのプロジェクトを推進するための国の支援措置については、引き続き各府省と調整。

<参考：都道府県域を超えた官民連携の事例>



○ 半導体産業の強化を目指し、九州地域の知事会、経済団体等の多様な主体が連携し、人材育成や技術開発、情報共有体制を整備する「新生シリコンアイランド九州」構想を推進(九州地域)



○ 関西広域連合と関西経済連合会が中心となり、関西の公設試験研究機関を核に様々な機関が連携し、企業の研究開発段階から事業化までを支援するプラットフォームを構築(関西地域)



○ 地方公共団体と経済団体等が設立した協議会の下で、インバウンド誘致や高付加価値旅行者の誘客に向けた人材育成・コンテンツ開発等を実施(中国地域)

◆中国地方の連携

広域リージョンの名称	広域リージョン連携宣言日	広域リージョン連携ビジョン策定日	構成団体	取り組むことを想定する分野
1 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム	令和7年9月3日	—	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、一般社団法人中国経済連合会、鳥取県商工会議所連合会、島根県商工会議所連合会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、広島県商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会	・観光 ・産業振興 等

(2) 広域連携中枢都市圏

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成**

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

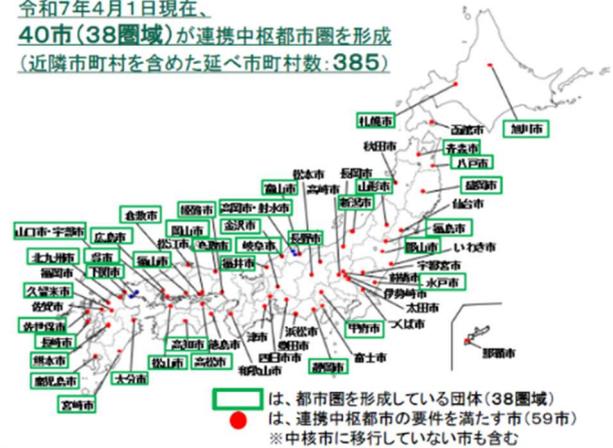
連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ **地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入**（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成26年度から、**連携中枢都市圏の形成等を推進**するため、国費により支援
- ▶ 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き



令和7年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数: 385)



【連携中枢都市圏とは】
地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

◆県内の連携中枢都市

- ① 広島広域都市圏 広島市【中心市】、三次市、庄原市ほか広島県、島根県、山口県内の33市町
- ② 備後圏域連携中枢都市圏 福山市【中心市】、三原市、尾道市ほか広島県、岡山県内の9市町
- ③ 広島中央地域連携都市圏 呉市【中心市】、竹原市、東広島市ほか広島県内の8市町

◆本市の状況

本市は、令和8年4月より広島都市圏へ加入しました。

主な、連携事業は次のとおりです。

ID	事業内容
19	広島広域都市圏における企業誘致活動の連携【PRパンフレット、情報交換等】
21	圏域特産品の販売促進事業【大都市圏での特産品の展示販売会等】
29	広島駅、広島バスセンター等での総合案内所・ブランドショップ(バスマチ等)の運営
43	救急相談センター【#7119】の運営
46	圏域内公共交通網の充実・強化(JR在来線等の利用促進・機能強化)
50	広島修道大学・広島市立大学との連携による地域貢献人材の育成【学外学習科目の体験実習】
60	一時預かり保育事業の広域利用
66	“神楽”まち起こし協議会事業(協)【動画配信、イベント】
98	圏域内職員人事交流・研修事業(協)【相互派遣、研修、技術職員の補完】
101	広島広域都市圏に関する情報発信【元就。二百万一心!(情報テレビ番組)、SNS、広報紙】
121	事務の共同化・広域連携【専門性の高い事務の合同研修会開催、共同化に関する検討】

(3) 旧・中国山地県境市町村連絡協議会(県境サミット)

平成の大合併前の4県の1市14町1村で結成

市町村名			人口	高齢化率
鳥取県				
西伯町	8,366	23.0%		
日南町	7,382	33.4		
日野町	4,921	29.4		
江府町	4,316	28.3		
島根県				
広瀬町	9,613	26.9		
伯太町	5,684	24.8		
横田町	8,411	27.3		
岡山県				
新見市	25,513	24.5		
新庄村	1,101	32.6		
大佐町	4,153	26.8		
神郷町	3,426	30.4		
神郷町	2,677	29.7		
哲多町	4,122	27.0		
広島県				
西城町	5,443	33.1		
東城町	11,141	31.2		
比和町	2,246	36.2		
合計	108,515	26.8		

(平成7年国勢調査)

関連する主な発電所
 発電所名/俣野川発電所 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県江府町、岡山県新庄村
 発電所名/黒坂発電所 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県日野町、鳥取県日南町
 発電所名/新川平発電所 (水力・中国電力)
 所在地/鳥取県江府町など
 発電所名/新見発電所 (水力・岡山県)
 所在地/岡山県新見市、岡山県哲多町

県境サミットホームページURL <http://www.emerald-c.net/>

エメラルドパスポート(右)とエメラルドひと紀行



割引サービス付観光ガイドブック。掲載されている約160の施設が10～50%割引になるほか、周辺の施設の優待も受けられる。観光情報も充実。代金は圏域地図(A3判)と圏域の名匠を紹介するミニ冊子「エメラルドひと紀行」が付録に付いて500円

中項目:③ 民間団体との連携

中項目の目標像:民間団体との連携により、共創による“まちづくり”を実現する。

所管課:行政管理課・企画課

1 現状及び課題

近年、行政のみによる課題解決は、ますます困難となっており、まちづくり基本条例第 16 条 (注①) に定めるとおり、ノウハウやネットワークなどの資源を有する市内外の民間事業者や専門家との連携による、「共創のまちづくり」を推進する必要があるが、既に連携協定を締結している団体との実質的な連携が停滞している状況にある。

また、専門的知見を有する人材は、都市部に集中しており、地勢的に連携が難しく DX を活用した対応を検討する必要がある。

2 具体的な取り組み

小項目	目標像	取り組み事項等	備考
①郵便局との連携	令和 8 年度に郵便局と協議により、各連携事業の目標を定め、達成する。	市内各地域に有人のネットワークを有し、制度上も公的事務を受託可能である郵便局との連携を推進 (1)自治体窓口業務(安芸高田市など) (2)集落支援員業務(滋賀県大津市) (3)ライドシェアを活用した通学支援(北海道上士幌町で実証実験) (4)自治振興区の職員が不在の事務対応	(3)交通事業者が対応可能な地域においては、交通事業者が実施することが本来である趣旨を踏まえて検討
②連携協定締結団体との連携強化と新たな包括連携	包括連携協定ごとに目標を定め、達成する。	(1)包括連携協定団体との事業連携強化 ・広島みどり信用金庫(二地域居住) ・生協ひろしまの(移動販売・地域見守り事業) ・県立広島大学(学生の市政運営への参画) (2)新たな包括連携協定の締結 ・行政課題を洗い出し、民間ノウハウの活用による効果的な対策を検討 ・協定締結前に連携による目標を設定し、連携項目の実効性を担保する。	(2)新たな連携については、距離や法人格にとらわれず、ノウハウ等の有無を調査し、最適な連携主体を模索する。
③ノウハウを有する市内外の事業者・専門家(以下「専門家等」という。)との連携	令和 8 年度に連携する施策を洗い出し、連携事業数を決定	(1)諮問機関へ専門家等の参画の拡大及び遠隔地の DX を活用した支援を活用 (2)総務省地域人材ネット(P32)の活用を検討 (3)副業・兼業人材を活用した人材の確保(岡山市) (4)県人会その他の本市に所縁のある団体と連携した人材の確保	(1)リモート参加を可能とする諮問機関の拡大

3 参考事項

注①：まちづくり基本条例第 16 条第 1 項：

(広域的な連携)

第 16 条 各主体は、市内外の人々や団体と広く交流して連携を深め、得た情報、知識および経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

(1) 郵便局との連携(自治体窓口業務・安芸高田市)

【地域課題】

人口減少に伴い自治体職員の定員適正化を進めているが、少ない職員でも多様化する住民ニーズに応えていくことが必要。また、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請を展開しているが、高齢化率が高いため、サービスの利用困難な世代が増加。

【実証地域】広島県安芸高田市(可愛郵便局、吉田入江郵便局、丹比郵便局、八千代郵便局、刈田郵便局、横田郵便局、美土里本郷郵便局、生桑郵便局、北郵便局、高宮郵便局、来原郵便局、川根郵便局、甲田郵便局、小田郵便局、向原郵便局)

【実証期間】令和7年10月下旬～令和8年2月下旬

【実証内容】地域に身近な郵便局において、①らくらく証明書交付サービスによる公的証明書の交付、②タブレット等を用いた「行政手続きよろず相談」を実施し、住民が身近な場所で行政相談や手続きを行える体制を整備。市の5支所に限られていた取扱い・相談を、15郵便局で提供することで地域住民の利便性を高める。

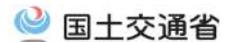


ポイント

- ✓ 郵便局での公的証明書交付やオンライン相談の実施により、市役所やコンビニに行きにくい住民も身近な場所で手続可能となり、行政サービスの利便性を向上。

(2) 郵便局との連携(ライドシェアの活用・北海道上士幌町)

自家用有償旅客運送の枠組みで物流事業者の配送車両を活用した貨客混載実証(北海道上士幌町)



区分	A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	時間的空白の解消	他分野による交通事業の活用	宅配・物流 ×交通
----	--------------------------------	----------	---------------	--------------

対象地域

- 地域：北海道上士幌町
- 人口：4,778人
- 世帯数：2,350世帯
- 高齢化率：35.4%
- 面積：694.23km²

背景・お困りごと

- 高齢者や子どもを中心に、公共交通手段に限られるため、働き世代への負担や外出を控える傾向が確認された
- 上士幌町では「高齢者・免許返納者をはじめ、町民全員が安心して暮らし続けられる公共交通網の構築」を地域公共交通計画の課題として位置づけている
- 2020年にも貨客混載の実証を行ったが、無償ボランティア輸送だったことや運行回数が5回と少なかったこともあり、運行事業者のメリットが少なく事業実装には至らなかった

意思決定・実施主体

実施内容

郵便局の集配車の助手席に人を乗せて運ぶ、貨客混載の実証運行を実施

概要

- モード：自家用有償旅客運送による予約制オンデマンド交通(道路運送法第78条2号：公共RS)
- 予約方法：福祉バスで普段使用している、町が貸与するタブレットから予約
- 料金：片道1,000円
- 上士幌町内の市街地・農村部間を予約制のオンデマンド交通として区域運行を実施

重要ポイント

- 郵便局の「近隣の郵便ポストの取集作業」、「近隣住宅への荷物輸送」に利用客の送迎時間がマッチした際に貨客混載を実施
- 福祉バスのデマンド化の際に導入した既存の予約システムを活用することで、高齢者はスムーズにサービス利用が可能となった
- 運行事業者のビジネスとして成り立つ事業にするために、上士幌町が自家用有償制度を申請して、日本郵政に委託事業として運行委託する体制とし、委託料は日本郵政と協議して決定

運行実績・成果

- 運行期間：2024/10/1～2024/11/29
- 福祉バスが運行しない火・木・金の週3回運行
- 利用者数：44名(44運行)
- 平均乗合人数：1人/運行(助手席乗車、最大乗車数1名)

収入	44,000円 (内訳：運賃収入:44,000円(片道1,000円))
支出	約726,000円 (配車システム構築、データ分析等)
ランニングコスト	157,000円(例：運行経費等)
損益	▲839,000円※(共創・MaaS実証プロジェクトを活用)

成果

- 本事業実施前と比較して、利用者の外出機会が週当たり1～2回増加した
- 利用者から「外出意欲が高まった」との声が聞かれた
- 福祉バスの運行曜日以外でも移動したい高齢者の送り迎えをして欲しい、という家族のニーズに応えることができた

今後の事業展開

＜今後の事業展開時の運行における根拠法令(予定) 道路運送法第78条2号：公共ライドシェア＞

- 本事業後には実証結果を踏まえて、上士幌郵便局と運行の継続・事業化に向けた協議を実施
- 協議の具体的な内容としては、事業実装可否や、実装を行う場合には運賃や運行ルート等の運行の詳細についての協議を想定

(3) 連携協定締結状況

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
県立広島大学 (H18.3.29)	(1) 地域のまちづくり、人づくりに関すること。 (2) 地域産業の振興と地域経済の発展に関する こと。 (3) 地域の保健福祉の向上に関すること。 (4) 地域の教育、文化、生涯学習の推進に関する こと。 (5) 地域の環境政策の推進に関すること。	
広島みどり信用金庫 (H27.4.13)	(1) 地域経済の活性化に関すること。 (2) 地域産業の振興に関すること。 (3) 観光交流の推進に関すること。 (4) 健康増進に関すること。 (5) 高齢者および障害者の支援に関すること。 (6) 子育て支援に関すること。 (7) 教育文化の振興に関すること。 (8) 災害時の支援に関すること。 (9) その他双方が合意した事項。	二地域居住
広島銀行 (H28.3.3)	(1) 起業支援及び雇用創出に関すること。 (2) 移住及び定住の促進並びに空き家対策支援に 関すること。 (3) 結婚・出産・子育て支援に関すること。 (4) 安心安全な地域づくり及び地域連携に関する こと。 (5) その他、地方創生に関すること。	・ひろぎんホールディングス本店で 庄原ファンクラブイベント開催
瀬戸内ブランドコーポレー ション (H31.4.22)	(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光地域 づくりに関すること。 (2) 外国人観光客の誘致に関すること。 (3) 観光マーケティング・プロモーションに関す ること。 (4) 遊休施設等を活用した観光地域づくりに関 すること。 (5) その他、地域活性化に関すること。	・古民家を改修した一棟貸の宿の設置 運営（市内3か所）
庄原市内郵便局 (R3.12.6)	(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。 (2) 地域経済活性化に関すること。 (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。 (4) その他、地方創生に関すること。	・道路・河川等異常の情報提供 ・不法投棄の情報提供 ・特産品等の PR(フレーム切手等) ・防犯ステッカー

締結の相手方・ 締結年月日	協定項目	主な連携実績
生協ひろしま (R3.12.27)	(1)安心して暮らせるまちづくり、日常生活支援 に関する事 (2)食育の推進に関する事 (3)災害時における生活関連物資供給等に関する 事 (4)地産地消の推進に関する事 (5)イベント活動支援に関する事 (6)その他、地域活性化及び市民サービスに関する 事	・市のPR 動画作成(YouTube で公開)
大塚製菓 (R4.8.25)	(1) 健康づくり推進に関する事。 (2) 熱中症予防に関する事。 (3) 食育推進に関する事。 (4) 災害支援に関する事。 (5) スポーツ振興に関する事。 (6) その他、市民の健康でいきいきとした生活に 資する取組に関する事。	・ イベントへの飲食物の提供 ・ 市民向け講演会への後援
モンベル (R7.10.23)	(1) 自然体験の促進による環境保全意識の醸成 に関する事。 (2) 子どもたちの生き抜いていく力の育成に関 する事。 (3) 自然体験の促進による健康増進に関する事 。 (4) 防災意識と災害対応力の向上に関する事。 (5) 地域の魅力発信とエコツーリズムの促進に よる地域経済の活性化に関する事。 (6) 農林水産業の活性化に関する事。 (7) 高齢者、障害者等の自然体験参加の促進に関 する事。	・モンベルが全国の地域と築くパート ナーシップ「フレンドタウン」登録 ・フレンドショップの市内展開(予定)
ヴィクトワール (R7.12.3)	(1) スポーツイベント等の開催に関する事。 (2) 観光促進に関する事。 (3) 交通安全教育に関する事。 (4) その他、必要な活動に関する事。。	

(4) 岡山市の副業・兼業人材を活用した人材の確保施策

～岡山のみらいを創造する、「副業・兼業の戦略マネージャー」～

◆テレワークを活用しながら、民間の独立・副業プロフェッショナルの知見を活かしてプロジェクトを推進することで行政課題を解決

◆職種及びミッション

- ①教育 DX 推進マネージャー：ICTを活用した、児童生徒の学力向上のための活動を支援
- ②"脱炭素"に関する事業の推進マネージャー：脱炭素社会の実現に向けたロードマップの策定に関する助言等
- ③広報活動 推進マネージャー：戦略的な広報活動の推進に向けた提案・助言、作成支援等
- ④WEB サイトリニューアルディレクション・運用推進マネージャー：WEB サイトリニューアル～運用の支援等

◆勤務条件

勤務時間：月20時間程度を想定

報酬：日給 25,000 円（交通費別）

交通費：別途支給

勤務地：岡山市(月1回程度)、テレワークの組み合わせ